別記様式第４号（第５条第２号関係）

その５

景観形成基準への対応説明書

|  |  |
| --- | --- |
| 届出（通知）者氏名 |  |
| 行為の場所 |  |
| 地域名 | □ 市街地域　□ 郊外地域 |
| 行為の種類 | □ 開発行為　□ 特定開発行為　□ 伐採　□ 土石・資材・その他堆積物 |

【土地の形質の変更等】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 景観形成基準 | | | 対応状況の説明 |
| 開発行為・特定開発行為 | 【規模】 | | |  |
| □ | | 造成の規模は必要最低限とし、既存地形や周辺の土地の高さと大きく異なる規模の造成は行わない。 |
| 【形状】 | | |  |
| □ | | 周囲に圧迫感を与える長大な一体型の法面・擁壁は避ける。緩やかな緑化法面とする、擁壁を分割し表面を緑化する等、圧迫感を抑える。 |
| 【緑化修景】 | | |  |
| □ | | 周囲の敷地の状況を踏まえ、前面道路に対し、植栽・花壇による落ち着きと潤いの創出を図る。 |
| □ | | 樹容や樹齢に優れる樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、可能な限り保存に努める。 |  |
| 【豪雪への対応】 | | |  |
| □ | 造成地内道路の幅や線形計画は、積雪期の通行や道路除雪を踏まえたものとする。 | |
| □ | 造成地内の分譲区割を計画する場合は、建築物が建った後の落雪距離や堆雪スペース確保を踏まえ、余裕ある面積を確保する。 | |  |
| 【緑地の確保】 | | |  |
| □ | 緑地は公共性をもつ地域の共用地であり、夏は緑による潤いの場、冬は共用の堆雪場としての役割も果たす為、造成地の５％以上を確保する。\*1 | |
| □ | 造成地内道路計画と併せ、各区割からのアクセス性を考慮した配置とする。 | |  |

（裏面）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 景観形成基準 | | | 対応状況の説明 |
| 開発行為・特定開発行為 | 【無電柱化】 | | |  |
| □ | 電線類の地中化や地上機器の修景による良質な沿道景観の形成が望ましい。 | |
| □ | 電柱等を使用する場合は共架により本数を減らすと共に、周辺景観に調和した色を使用する、宅地裏側での配置配線等、沿道景観を向上させる。 | |  |
| 【水辺の保全】 | | |  |
| □ | | 生物の良好な生息空間を形成する水辺の樹木や天然の河床は可能な限り保全し、防災・安全上必要な伐採に留める。 |
| □ | | 護岸や地下化が必要な場合は、自生種や自然環境を配慮した工法を用いる。 |  |
| 伐採 | □ | | 造成地内の既存樹木は可能な限り保存し、修景に活かす。 |  |
| □ | | 視点場や周辺の眺望道路から広く眺望できる場所の樹木は、可能な限り残す。 |  |
| 土石・資材  その他堆積物 | □ | | 視点場や周辺の眺望道路から広く眺望出来る場所での土石、資材、その他物品の堆積は避け、植栽等により修景を行う。 |  |

　　　　\*1　令和６年１月１日から適用

注１ 配慮事項は、当該事項について配慮した場合に、□内にレ印を付すこと。

２　対応状況の説明は、景観形成基準に具体的にどのように対応したかを記載すること。